

助成対象者になることができる例について

No	ケース	考え方
1	平成 15 年に 39 歳で認定就農者になり、研修を受けた後に平成 19 年 4 月に自らが経営主として就農した。	就農計画の認定申請時点で 39 歳以下であることから、現時点で 40 歳以上であっても助成対象者になることができる。
2	平成 18 年 4 月より、親の農業経営のもとで年間 150 日以上農業に従事してきたが、平成 21 年 10 月から親の経営から区分された部門を受け持つこととしている。(平成 21 年 10 月時点で 39 歳、認定就農者にはなっていない。)	親の農業経営の下での従事期間が 5 年以内であって、従事期間での経験を活かして農業経営を開始するものであり、農業簿記等によりその経営を適正に管理するものであれば、認定就農者として認定を受けることで助成対象者になることができる。
3	平成 11 年より、他産業に従事しながら休日のみ親の農業の手伝いをしてきたが、平成 22 年 1 月から親の農業経営を継承する予定。(平成 22 年 1 月時点で 39 歳、認定就農者にはなっていない。)	休日に親の経営を手伝っている程度であれば(農業所得を上げ、税の申告をしているような場合を除く)5 年以上であったとしても就農したとはみなさない。平成 22 年 1 月に就農した者であり、就農前に認定就農者としての認定を受けることで助成対象者になることができる。(経営継承の場合も助成の対象になり得る。)
4	平成 11 年より、他産業に従事しながら休日のみ親の農業の手伝いをしてきたが、平成 18 年 4 月から農業を専業として、親の経営の下で働いており、平成 21 年 10 月から親の経営と区分された部門を受け受け持つ予定。(平成 21 年 10 月時点で 39 歳)	専業として従事した期間は 5 年以内であるのでケース 2 の事例と同様に認定就農者として認定を受けることで助成対象者になることができる。 (ケース 3 のような休日に親の経営を手伝っている程度であれば、従事した期間に含めない。)
5	平成 18 年 4 月より、農業法人の従業員として働いてきたが、平成 21 年 10 月に当該農業法人から独立して自らが代表となる農業法人(1 戸 1 法人)を設立することとしている。(平成 21 年 10 月時点で 39 歳)	ケース 2 と同様の考え方。農業法人を設立する前に認定就農者なることで助成対象者になることができる。
6	平成 16 年 4 月より、農業法人の従業員として働いてきたが、平成 21 年 4 月に当該農業法人から独立して自らが代表となる農業法人(1 戸 1 法人)を設立した。(平成 21 年 4 月時点で 39 歳、認定就農者にはなっていない。)	ケース 2、ケース 5 の考え方に準じて認定就農者に準じる者として認定を受けることで助成対象になることができる。

都道府県知事が特に必要と認めるときは 5 年以上でも認定の対象となる。